

岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱施行細則

第1条 この施行細則は、岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱第2条ただし書きの適用については、下記の条件に該当し、道路反射鏡の設置により著しく交通の安全が図られる場合とする。

- (1) 私道が公衆用道路と同じ使用形態を有し、固定資産税の減額または免除の措置を受けているもので、将来においても道路として利用されることが推測され、私道もしくは私道の接続する道路が小学校及び中学校の通学路に供され、道路反射鏡設置により著しく学童の交通安全が確保されると学校長が認め、かつ町内会長及び交通安全対策協議会会長が交通上特に必要と認めた場合。

第3条 当該私道を使用している家屋が15戸未満であっても、道路反射鏡の設置により交通の安全が著しく向上される場合には、家屋が5戸以上あれば、道路法第24条において道路反射鏡を設置させることができるものとする。

附 則

この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。